知的財産で育てる「地学地働」の心

一商業高校での知財教育の実践をもとに一

世良清

1. はじめに

先に「地学地働」について述べておきたい。「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味の「地産地消」と同様に、地学地働は「地域で(を)学んで地域で働く」という意図を込めた筆者の造語である。高速交通網の発達やインターネットの普及によって、かえって拡大する都市と地方の格差の解消に向けて地方再生や地域活性化が叫ばれる今日、高校生の「自ら住む地域の良さを学び、地域の発展のために働く」自覚を育てることは重要である。

地方再生や地域活性化の方策は多方面から 考えられるが、知的財産(知財)の活用が有用 である。若い世代が、いかに付加価値を生み出 す力をつけることができるか、それによって産 業や経済、さらには文化を発展させられるかに ある。究極的には、知財を創出、保護尊重、活 用できる人材の育成にあり、それは学校での知 財教育にゆだねられる。

本稿は、日本の知財教育の状況を俯瞰したう えで、筆者の実践例を踏まえ、知財教育のある べき姿を検討することとしたい。

2. 日本の知財教育の状況

2. 1 知的財産推進計画に見る知財教育

2003 (平成15) 年3月、内外の社会経済情勢の変化に伴い、わが国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進する」ため、内閣に知的財産戦略本部が設置された。以降、年次の「知的財産推

進計画」が公表され、日本の知財教育も進展してきた。

直近の2016 (平成28) 年5月に出された「知的財産推進計画2016」には「知財教育・知財人材育成の充実」について、「知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。これらの人材を育てる基盤となるのは教育である」とその重要性が明確に定義され、今後取り組むべき施策として、「初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進する」とある。これを受けて、「知財教育推進コンソーシアム(仮称)の構築」など、より具体的な内容に及び、今後取り組むべき施策が示された。

2. 2 学校での知財教育の必要性

学校教育においては、文部科学省が示す高等 学校学習指導要領によって、知財は教科工業の 「工業技術基礎」をはじめ、教科商業の「商品 開発」、「経済活動と法」などの科目で取り上げ られている。しかし、そもそも、これら学習が 学校教育でなぜ必要となるか、考えておきたい。

内閣府が国民に対して行った「知的財産に関する特別世論調査」に準拠し、津商業高校では、これと同等の調査(津商生調査)を2014(平成26)年に全校で実施(有効回収数は740名、回収率は93.1%)した。その調査結果から、知財問題への意識・関心は決して高くない。①多くの生徒にとっては、知財はまだ遠い存在であり、正しい知識が定着しているとは言えない。その結果、②知財に関する倫理感についても希薄さがみられる。③国による啓発活動は、広く

国民一般に対して実施しても、高校生には到達 しにくいことがわかった。これらから、知財の 正しい知識や技能を身につけるためには、学校 での知財教育が必要と言える。

2. 3 知財教育の目指すもの

知財教育は2軸で捉えることができる(図1)。 1軸は、知財権を、文化の発展を目指す著作権と、産業の発達・発展を目指す産業財産権と 区別した。両者は、その制定の経緯や歴史、あるいは行政の枠組みも異なり、別物ととらえられることが多い。

もう1軸は「商標権や特許権などの産業財産権を学び、取得すること」は、「産業財産権教育」あるいは「知財権教育」であり、すなわち「狭義の知財教育」である。一方、著作者や創作者に敬意をもって接し、あるいは自ら創意工夫してアイデアを生み出すこと、さらには産業財産権をビジネスに活用することは、「広義の知財教育」ということになる。

広義の知財教育は、「発明教育」「創造性教育」 との区別が不明瞭との指摘もあるが、狭義の知 財教育である「著作権教育」と「産業財産権教 育」を統合したものであり、知財教育の土台と して位置づけられる。

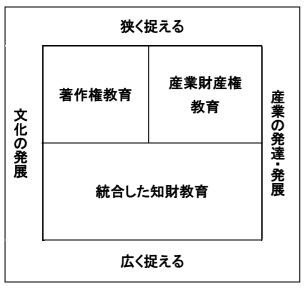


図1 知財教育のロードマップ

国による知財教育の施策は、文部科学省による学習指導要領のほか、(独)工業所有権情報・研修館によって「知的財産の創造力・実践力・活用力開発事業」の実施があり、2014(平成26)年度は、工業、商業、農業・水産高校、工業高等専門学校100校の参加校がある。各校の取組報告を見る限り、専門高校に由来した内容となっており、これらは総じて産業財産権の学習であり、狭義の知財教育にとどまっている。

筆者が考える高校での知財教育は、産業財産権の制度や意義を理解したうえで権利化の実務を範囲とする狭義の知財教育と、権利化を活用したビジネスモデルの構築などを経て、地方再生・地域活性化に貢献できる人材を育成する広義の知財教育の統合にある。それは、地学地働の実現でもあり、産業と文化の発展をあわせ目指すものである。

3. 地域とつながる知財教育の展開

筆者らは、産業財産権の学習を核としつつ、 広義の知財教育を意識し、津商業高校において、 知財教育を展開した。

「商品再開発・ビジネスモデル」と「地域団体商標の創生提案」をキーワードとした、生徒による2件の課題研究の取り組み事例から、知財に対する生徒の意識の向上の様子を把握した。

3.1 事例① 商品の再開発・ビジネスモデル

第1の事例は、「商品の再開発」をテーマに、 地域の伝統的な名産品と知財を結びつける取 り組みの指導を挙げる。

全国の多くの商業高校では、企業の支援を受けて、新商品を開発する内容の授業はあるが、 実際に知財に踏み込んでいる例は少ない。そこで、筆者らは、知財を意識した商品開発を新しいビジネスモデルとして、生徒に提案させる指導を展開してきた。これまでの全国の商業高校

の商品開発では、企業の協力を得て新商品を販 売するという形が多く見られた。これらの多く は、農業高校などと異なり、製造は企業に依存 しており、このことから、商業高校の商品開発 は物を作るのではなくアイデアを作ることが 大事であることを認識させることができた。そ のなかで、生徒から「しかし、新しい商品を作 るだけで良いのか、どのように社会の役に立つ のかと疑問を持ちました」と、商業高校での商 品開発の意義を問う疑問が持ち上がってきた。 この疑問に基づき、新しいアイデアを盛り込ん だ企画書を手に、三重県亀山市の旧東海道関宿 にあり、「関の戸」という伝統的な和菓子を製 造販売している深川屋を訪問した。ここで、生 徒には「伝統」との出会いがあった。それは、 チョコレートを使った新商品の提案に対し、そ の場で一蹴され、単なる思いつきの商品を企画 提案するのではなく、その商品にある伝統や文 化などの背景を考えることによって「商品再開 発」の在り方を考えることになった。

新商品を生み出すこと以外に、見過ごされが ちな今ある商品に新しいアイデアによって付 加価値を高めることを「商品再開発」と定義し、 そのコンセプトとして、①三重県の素材を活用 すること、②自らが店頭で販売をすることの、 2つのこだわりを持ち、これに対して「『もっと 人通りの多いところで売れば、販売もしやすい のでは?』と考えがちです。しかし、店頭で販 売することには意味があります。店頭で販売す ることで、その地域に人が集まり、地域全体の 販売が促進され、そしてまた、人が集まります。 このサイクルにより地域の人の流れが増え、地 産地消を進めることができるのです」と商品再 開発の意義が明確になった。こうして「関の戸」 深川屋、「けいらん」玉吉餅店とのコラボレー ションを開始した。

深川屋とのコラボ商品は、パッケージを津商 業高校の制服のデザインにすることで、話題性 を狙うと共に、「津商らしさ」をアピールする ことになった(図2)。





図2 津商オリジナル関の戸

玉吉餅店との商品再開発は、「津商餅」とネーミングした。津商餅とはひとつの決まった商品ではなく、津の名物である「けいらん」と、生徒が考案する、春夏秋冬をモチーフにした新しいけいらんとをセットとして販売するビジネスモデルであり、春から夏へ、夏から秋へと商品の販売のサイクルをつなげていくことで、常にリフレッシュを行う。「『次はどんな商品なんだろう』とお客様にワクワクした気持ちを持ってもらえるようにしたいと思います」と、アイデアを生み出す商品開発モデルの提案に至った(図3)。



図3 ビジネスモデル「津商餅」

この一連のプロセスを経て、商品再開発の意義を考えさせた。ある生徒は「これまでの新商品開発の発想ではできなかった『過去のものを守る』ことが再開発ではできるため、新商品だけではなく、昔からある商品を将来に引き継ぐことができます」と述べ、さらに「『けいらん』は、津市にある複数の店が製造販売をしているのでどの店も商標権がとれません。それを解決する方法が、地域団体商標です」「地域団体商標にすることで、ブランド力がつき知名度があがります。しかし、地域団体商標は一個人や一商店では取得できません。津市の全ての和菓子屋さんに声をかけて実現を図りたい」と、視野は地域団体商標の創生提案に到達した。

3. 2 事例② 地域団体商標の創生提案

第2の事例は、第1の事例の到達点である「地域団体商標」を活用する地域活性化の指導について述べることとする。

まず、特許庁の資料から、全国の地域団体商標を産品別で分類してみた。登録されている529件の中にお菓子は京都の「京せんべい」や「長崎カステラ」などがあるのみで、わずか11件と少なく、三重県にはお菓子の地域団体商標がないこと、さらには、「津」を冠する地域団体商標も皆無であることが明らかになった。三重県内ですでに地域団体商標に登録されている「四日市萬古焼」と鈴鹿市の「伊勢型紙」に

ついてフィールド調査を行い課題を調査した。 四日市萬古焼振興組合を訪ね、ヒアリングによって、2つの課題を把握することができた。その1つは、地域団体商標には、地域名を冠する必要があるが、かつて「萬古焼」という名称が慣用的に使用されてきたので、出願の際に「四日市」の地名を冠した記録物を用意するのに苦労したこと、また地域団体商標であることを示す証紙が作ってあるが、その使用を振興組合は組合員に強制していないので、完全実施に至っていないことが挙げられた。また、「伊勢型紙」も証紙の実施率は必ずしも高くないとのことであった。このことは、知財意識の差異として把握できる。

これら調査を通して「津けいらん」の地域団体商標について、登録によって発生するブランド力により、「けいらん」の知名度の向上・売上の倍増・商品の存続が図れるのではないかと推測する一方、生徒は「地域団体商標を持つ団体の構成員の地域団体商標に対する意識は必ずしも高くないので、それをフォローする人材が必要なことがわかりました」「それには、私たちが、商業高校で知財制度の一連の手続きをしっかり学ぶことで、将来、地域企業の一員になったとき、すぐに活用でき、地域企業、地域社会の発展に貢献でき、地域活性化につながるのではないか」と考えが進んだ。

4. 知財教育のあるべき姿

これら生徒らの研究活動は、その目的として、 知財について学び、その創造・保護尊重・活用 することにあり、すなわち、開発した商品をは じめ、創意工夫したアイデアや技術を保護・尊 重するためには、商標権をはじめとする、各種 の産業財産権の制度や手続きを知り、実際に取 り扱うことができるようになることであると 考えるようになった。

「こういった知財制度の一連の手続きを、私

たちは商業高校でしっかり学び、将来、地域企業の一員になったとき、すぐに活用でき、地域企業、さらには地域社会に貢献でき、地域活性化につながるのではないかと考えます」と述べ、狭義と広義を統合した知財教育へと進めることができた。こうして、一連のプロセスを経て、「地域を活性化するためには、私たちが商業高校で知財を学び身につけることが重要だと思う」と、ある生徒は述べている。

狭義の知財教育の観点からは、知財に関する知識や技能を持った人材の育成には、高校での知財教育がその役割を持つ。知財を扱うための知識や技能は、産業界において、大企業、中小・零細企業の双方に必要である。知財部や法務部などの専門部署を設置する大企業とは異なり、仮に高い技術力があってもこれら部署がなく、権利化の機会を失いがちな中小・零細企業こそ、知財の知識や技能をもった人材の確保が求められる。すなわち、新技術の開発を担う業務製造や販売などの現業部門と、弁理士の間に立って意思疎通を担う「知財インタプリタ」の養成である。「知財インタプリタ」の養成である。「知財インタプリタ」の養成である。「知財インタプリタ」の養成は、商業高校でも実現可能である。

一方、広義の知財教育の観点からは、産業財産権の権利化について扱うだけではなく、広くビジネスモデルを構築すること、さらには、それが地域社会の活性化に対してどのような効果があるのか、しっかりと理解させることが重要になる。

この狭義・広義を統合した知財教育が、地域に根ざした知財教育であると言うことができよう。

5. まとめ

商業高校での知財教育実践を通して、創意工 夫してアイデアを生み出し、ビジネスモデルを 構築することは「広い意味での知財活動」であ り、商標権や特許権などの産業財産権を取得することや、産業財産権をビジネスに活用することは、「狭い意味での知財活動」であると、生徒らは認識できるようになり、地域団体商標について調査し、検討を進めた結果、商業高校で学習する商品開発は、前者から後者へとつなぐことが重要であることがわかってきた。こうして統合した知財教育の実現を見た。

高校生を対象として、地域に根ざした「知的 財産で育てる『地学地働』の心」の育成は、新 たな産業の発信地である東海地区の産業の発 展を通して、一層の地域活性化に貢献するに違 いない。

引用・参考文献

- ·知的財産戦略本部「知的財産推進計画2016」 2016
- ・経済産業省・特許庁「地域団体商標2016」 2016
- ・工業所有権情報・研修館「平成26年度知的 財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業 の実践内に関する報告書」
- ・日本知財学会知財教育分科会「特許出願にかかわる未成年者の保護について」『Patent』 (Vol.69) 日本弁理士会、2016
- ・日本知財学会知財教育分科会編集委員会編 『知財教育の実践と理論 小・中・高・大の知 財教育の展開』白桃書房,2013
- ・日本知財学会知財学ゼミナール編集委員会編 『知的財産イノベーション研究の展望』白桃書 房,2014
- ・工業所有権・情報研修館『知的創造活動と知的財産 ~私たちの暮らしをささえるために ~』 2013
- ・三重県立津商業高等学校『知財と商品開発』(第1号)2015、(第2号) 2016、(第3号) 未公刊以上